

調達管理番号：20a00750

国名：ラオス

担当部署：経済開発部 農業・農村開発第一グループ

案件名：ラオス国サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト
(販売促進及び農家グループ強化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：販売促進及び農家グループ強化
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年1月下旬から2021年10月下旬
- (2) 業務 M/M：現地 6.00M/M、国内 0.60M/M、合計 6.60M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 90日、国内整理 2日
 - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 3日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月16日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年1月7日（木）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	販売促進及び農家グループ強化
対象国／類似地域	アジア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国サバナケット県では、先行案件「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト (PIAD)」を実施し、①参加型による農家の水路整備及び維持管理、②農作物の栽培技術指導、③農家組織の強化を行い、これらの活動要素を「PIAD モデル」として確立した。

本モデルを発展的かつ持続的に実施するためには、地方行政である県が主導して①関係部局の連携強化、②活動予算の確保、③PIAD モデルの実践力強化、④高付加価値型農産物生産に向けた行政サービス強化、に取り組むことが必要である。このことから、「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という）を2017年6月より開始している。

高付加価値型農産物生産に向けた行政サービスの強化については、サバナケット県の主要作物であるコメについて、県農林局（以下「PAFO」という）、郡農林事務所（以下「DAFO」という）の行政職員に対して栽培技術の指導・助言を行っている。また、本プロジェクトでは、高付加価値型の農産物として野菜の導

入を進めている。野菜栽培の導入に関しては、行政から農家に対して特定の作物を推奨するといったアプローチではなく、マーケット調査、栽培作物選定、営農計画作成、栽培実践の各活動を農家が主体となって行い、それを行政が支援し、更に行政による販路開拓のサポートを行っている。

活動内容にいたっては、各地区は農家の農業技術、土壌条件や市場へのアクセシビリティなどが異なっている。このため、各農家は、市場価格や需給の変動、収穫後の農産物の保管・輸送の現状、土壌特性などに応じて作物を選定・栽培しており、その品目は多種にわたっている。

しかしながら、プロジェクト対象地域では農産物の市場・需要ニーズに基づいた、安定的な農産物の供給のための農家グループとして、生産、出荷、販売における組織体制が整っていない。加えて、行政職員は農家に対して農家グループ強化及び農産物の販売促進にかかる指導力が十分に備わっていないばかりか、行政組織が少人数のため、職員が異動・離職すればノウハウが定着されないという脆弱性を抱えている。かかる状況から、農家がグループとして安定的な農産物の生産、出荷、販売力を強化し、更に行政が農家に対して、農家グループ強化及び農産物の販売促進を指導するための短期専門家派遣を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、本プロジェクト長期専門家（以下「専門家チーム」という）と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の活動を行う。

本業務では、サバナケット県農林局計画課および同県計画投資局をカウンターパート（以下「C/P」という）機関とする。直接農家を支援・指導する DAFO 職員、及び DAFO 職員に技術的支援を行う PAFO 職員等の行政職員に対しては、農家グループ強化及び販売促進支援能力強化の現地指導を行う。また、プロジェクト対象地域の農家に対しては、農家グループの強化及び販売力強化のための現地指導を実施する。

なお、プロジェクトの対象地域はサバナケット県 9 郡 12 地区を対象としており、各郡・地区の課題に対応した現地指導を実施することとする。また、本業務で指導する対象地区に関しては、専門家チームと相談の上、進めることとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1） 国内準備期間（2021 年 2 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書、サバナケット県の農業生産事情、農業グループ組織の体制や販売促進に

係る現状と課題を把握する。

- ② 専門家チーム、JICA 経済開発部と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）を取りまとめ、JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、ラオス事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間（2021年2月中旬～5月中旬）

【農業グループ強化】

- ① 現地業務開始時に、JICA ラオス事務所、本プロジェクト専門家、C/P 機関、プロジェクト活動対象地域の生産者グループを訪問し、現地派遣期間中の業務方針・業務工程等についての詳細を打ち合わせる。
- ② プロジェクト対象地区において、PAFO、DAFO 及び農家から情報収集、ヒアリングを行い、PAFO 職員、DAFO 職員の支援内容、農家グループの実態（規約、協同購入・販売、ファンドの運営等）について現状を把握する。
- ③ 上記【農業グループ強化】②を踏まえ、農家グループ強化の課題を整理し（組織面、生産面（大量注文への対応、継続的な供給等）、サプライチェーン強化（マーケティング、域外への出荷等）、PAFO 及び DAFO による支援内容、などの側面が考えられる）、専門家チームと協議したうえで、プロジェクトの方向性を踏まえてそれぞれの課題に対する具体的な改善策を立案する。
- ④ 上記【農業グループ強化】③を踏まえ、農家グループ及び県／郡の職員に対して、立案された改善策を中心とした指導（研修・ワークショップ等の実施を含む）の内容を確定し、実施する。
- ⑤ 販売力強化のために農家グループ間で実施可能な連携・協働活動について検討するとともに、農家側でも要望の高い内容を中心とした指導（研修・ワークショップ等の実施を含む）の内容を確定し、農家グループに実施する。
- ⑥ 第2次現地業務派遣までに農家グループが学んだ事項を実行に移しているかを確認するためにモニタリングツールを取りまとめる。誰がどのようにモニタリングを行うか、CP と協議・合意し、モニタリング実施者が適切にモニタリングするよう説明・指導する。

【販売促進支援能力強化】

- ① 販売促進活動に関して、県商工局（郡商工事務所も含む）の県内農家に対する従来の一般的な支援内容や人員体制および予算面での支援状況

について把握するとともに、本プロジェクトにおけるこれまでの支援内容と現況について把握する。

- ② 上記【販売促進支援能力強化】①を踏まえて、販売促進を担当する県／郡の職員および担当部署が持続的に販売促進のための支援・仲介を実施するために必要な課題を洗い出し、専門家チームと協議したうえで、プロジェクトの方向性を踏まえて能力強化のための具体策を立案する。
- ③ 上記【販売促進支援能力強化】②を踏まえて、県／郡の職員および担当部署に対して、立案された改善策を中心とした指導（研修・ワークショップ等の実施を含む）の内容を確定し、実施する。
- ④ これまで活用してきた販売促進のツールの内容（広告、バナー、チラシ、Facebook¹ページ等）を見直し、更なる活用方法を検討するとともに、必要に応じて他ツールの導入を提案する。
- ⑤ 第2次現地業務派遣までに県／郡の職員が学んだ事項をフォローアップできるよう、モニタリングツールを取りまとめる。誰がどのようにモニタリングを行うか、CP と協議・合意し、モニタリング実施者が適切にモニタリングするよう説明・指導する。

【現地業務完了】

- ① 上記【農業グループ強化】及び【販売促進支援能力強化】での活動を踏まえて、現状、指導内容及び結果を報告書にまとめる。なお、取りまとめの方針、内容については専門家チームと相談の上、進めることとする。
 - ② 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）（案）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ③ JICA ラオス事務所及び専門家チームに現地業務結果報告書（英文）（案）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2021年5月下旬）
- ① 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）（案）を JICA 経済開発部に提出し、確認をうけたうえ最終版を提出する。
 - ② 現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (4) 第2次国内準備期間（2021年6月下旬）

¹ <https://www.facebook.com/ໄຜ່ກາເພື່ອສຸຂະພາບ-1879802958723340/>

- ① 第1次現地業務派遣時に取りまとめたモニタリングツールを用いたモニタリング結果を把握する。
- ② 上記①を踏まえて第2次派遣にかかるワークプラン（英文）を取りまとめ、経済開発部による確認の後提出する。併せて、JICA ラオス事務所にもデータを送付する。

(5) 第2次現地派遣期間（2021年7月上旬～10月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ラオス事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第1次現地派遣時に取りまとめたモニタリングツールを用いたモニタリング実施状況、内容を確認し、その進捗を把握するとともに、現地で更なるヒアリングを実施し、専門家チームと協議し、【農業グループ強化】及び【販売促進支援能力強化】にかかる今後の課題と改善の方向性を確認する。
- ③ 上記②を踏まえて、農家グループ及び県／郡の職員に対して指導（研修・ワークショップ等の実施を含む）を実施する。
- ④ 上記②及び③での活動を踏まえて、県／郡の職員が農家に対して短期的・中期的に実施すべき技術指導の項目について、短期専門家派遣後も主体となって実施でき、職員の異動があっても持続的に取り組めるよう、マニュアル等の形式で取りまとめると共に、関係者への周知を図る。なお、取りまとめの方針や内容、周知の方法については専門家チームと相談の上、進めることとする。
- ⑤ これまでの業務を通じて重要と考えられる農家グループ強化のためのポイント、および販売促進支援能力強化のためのポイントを整理し、その内容をガイドブック²に追記する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）（案）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA ラオス事務所及び専門家チームに現地業務結果報告書（英文）（案）を提出し、現地業務結果を報告する。

² 参加型農業を進める上で重要となるポイントを整理し、「参加型農業ガイドブック」として編纂したもの。本プロジェクトでは、県/郡職員がこれを用いて主体的に業務が行えるように目下指導を行っており、今般の農家グループ強化、販売促進支援能力強化の項目についても、当該専門家の業務内容に応じ、内容の追記・修正が求められる。

https://www.jica.go.jp/project/laos/021/materials/ku57pq00002tc0ke-att/guidebook_eng.pdf

(6) 帰国後整理期間（2021年10月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）（案）を提出し、確認を受けたうえで最終版を提出し、監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

英文3部（JICA 経済開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書

英文3部（JICA 経済開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）

和文2部（JICA 経済開発部、JICA ラオス事務所へ各1部）

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

2021年10月25日までに提出。

現地で C/P と協働して取りまとめたマニュアル及び研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本発バンコク経由ビエンチャン往復を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

なし。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／営農（長期派遣専門家）
- ・ 地方行政／参加型水管理（長期派遣専門家）
- ・ マーケティング／園芸作物栽培（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／研修（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：プロジェクトにおいて手配
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供
- エ) 通訳備上：プロジェクトにおいて必要に応じて手配
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームと要相談
- カ) 執務スペースの提供：サバナケット県農林局内プロジェクトオフィスにおける執務スペースを利用（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8425）にて配布します。
 - ・ 専門家（マーケティング/農業組織）の業務完了報告書
 - ・ モニタリングシート（第6回）
- ② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 「プロジェクトのホームページ」
<https://www.jica.go.jp/project/laos/021/index.html>
 - ・ 「S a v a n P A D Knowledge Book」
<https://savanpad.webnode.com/>
 - ・ 「中間レビュー報告書（全文版）」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043062.html>
 - ・ 「中間レビュー報告書（要約版）」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1600283&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
 - ・ 「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031610.html>
 - ・ 「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト終了時評価調査報告書」（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248951.pdf>）
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配

布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上